

岐阜市議会議長交際費の支出基準

〔平成19年3月23日〕
〔各会派幹事長会議決定〕

(趣旨)

第1条 岐阜市議会議長及び副議長の交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出について基準を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、議長が、岐阜市議会を代表し、外部との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出については、その相手方及び内容が相当であり、金額が社会通念上妥当であると認められる範囲において行うものとする。

(議長交際費の支出区分)

第4条 議長交際費の支出区分は、支出の内容により、次のとおりとする。

支出区分	主な支出内容
弔 慰	市政、市議会関係者等及びその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費
見 舞 い	市政、市議会関係者等の病気等に対する見舞金、災害等による見舞金、義援金等に係る経費
慶 祝	慶事に係る経費
会 費	会議、研修会、激励会、祝賀会等への参加に係る経費
懇 談 会 費	意見交換、情報収集等の懇談に係る経費
接 遇	来客を応接するための飲食、他市への訪問、折衝等の際の土産、国内外からの公式訪問及び姉妹都市、友好都市等への訪問の際の記念品、市政協力者に対する謝意等に係る経費
協 賛 ・ 賛 助	各種大会等の開催の協賛に係る経費 各種団体等の活動趣旨賛同に係る経費
そ の 他	物品の購入、激励その他議長が必要であると認める経費

(議長交際費の支出基準)

第5条 議長交際費の支出基準は、次の表のとおりとする。

支出区分	支出金額等
弔 慰	1万円以内の額又は実費相当額
見 舞 い	1万円以内の額 ただし、事故、災害等の内容を考慮し、この額により難しい場合は、現に必要なとする額
慶 祝	1万円以内の額
会 費	会費相当額
懇 談 会 費	1万円程度の額 ただし、懇談の場所等を考慮し、この額により難しい場合は、現に必要なとする額
接 遇	1万円以内の額又は実費相当額
協賛・賛助	10万円以内の額
そ の 他	現に必要なとする額又は実費相当額

(議長交際費の見直し)

第6条 議長は、議長交際費の支出内容又は金額が市民感情とかけ離れることのないよう社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準に基づき、適正な執行に努めるとともに、適宜見直しを行うものとする。

(準用)

第7条 岐阜市議会議員が、岐阜市議会を代表し、外部との交際をするにあたり、議長が特に必要と認める場合には、第2条から第5条までの規定を準用して議長交際費の支出を認めるものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行し、平成19年4月1日以後に支出する交際費について適用する。